

英国通信法制の組織的側面

—組織の変遷からみた EU 離脱と最新動向—

○氏名 橋 雄介 (TACHIBANA, Yusuke)、氏名 岡野 佳代 (OKANO, Kayo)

Keywords : 通信法制、英国法、EU 法、プラットフォーム

1 目的

本報告は英国における通信関連の制度についてその組織に焦点を当てるものである。一般の競争法（事後規制）と異なり、通信法制は通信市場に参入する事業者にあらかじめ一定の義務を課すことにより、競争への悪影響を未然に防ぐ仕組みが採用されている。そして、通常、各国において通信当局が政府内に設置され、事前規制を所管している。本報告は、事前規制の法制度に関する報告者らの先行研究を発展させ（後掲岡野＝橋）、組織の側面に焦点を当てることを目的としている。特に、本研究がこの時期に英国に焦点を当てる理由は2つある。1つは、英国の EU 離脱である。従前は、たとえば、市場分析など個々の執行の際に、英国は欧州委員会への通知の必要があった。EU 離脱後は組織面及びプロセス面でも変容が生じている。これらの変更点について、邦語研究をアップデートするのを感じた。もう1つは、プラットフォーム政策である。日米欧ではプラットフォームに対して事前規制の検討が進んでいる。実は、英国も動きが速く、放送分野ではあるが、プラットフォームの監視を通信当局 Ofcom に負わせている（Online Safety Bill）。加えて、英国は一般の競争法であるが、デジタル市場ユニット（DMU）を競走当局 CMA 内に設け、Ofcom と連携を図っている。そこで、英国（ないし EU）の通信関連領域における組織面の状況及びその役割を明らかにすることは、今後の我が国のプラットフォーム政策にも寄与し得る。

2 方法・結果

① 次に、EU 離脱後の組織及び政策立案・実行プロセスに変化はあったのかを調査した。法的には欧州委員会からの指示を受ける必要がなくなり、独立性が増している。

② その他、前述のプラットフォームに対する規制を組織に着目して整理した。特に、オンライン安全法案では違法／有害コンテンツの規制権限が Ofcom に付与された。その背景として、Ofcom が通信「放送」当局としてコンテンツ対策にあたってきた経験が指摘されている。

3 結論

以上の英国の動きは2点において、我が国の法政策に参考になると考える。すなわち、EU 離脱によって独自性が増したため、英国の政策立案及び実行のあり方が変化している。さらに、プラットフォーム政策に関しては、Ofcom の役割が拡大している。加えて、一般競争当局と分野によって役割分担しつつ、他方で、協働する枠組みを構築している。

【主要参考文献】

岡野佳代＝橋雄介「英国通信法制の動向—特に、インフラ・インカンバントへの規制について—」第44回情報通信学会大会（於 Web 会議）（2021年6月26日）

市川芳治「Brexit と英国/EU 競争法の変容—EU 法の文脈から—」慶應法学 46 号 33 頁（2021 年）

巽智彦「ネットワーク事業規制を担う独立行政機関について：ドイツ連邦伝送網庁（Bundesnetzagentur）を手がかりに」情報通信法学研究会（2020年5月15日）